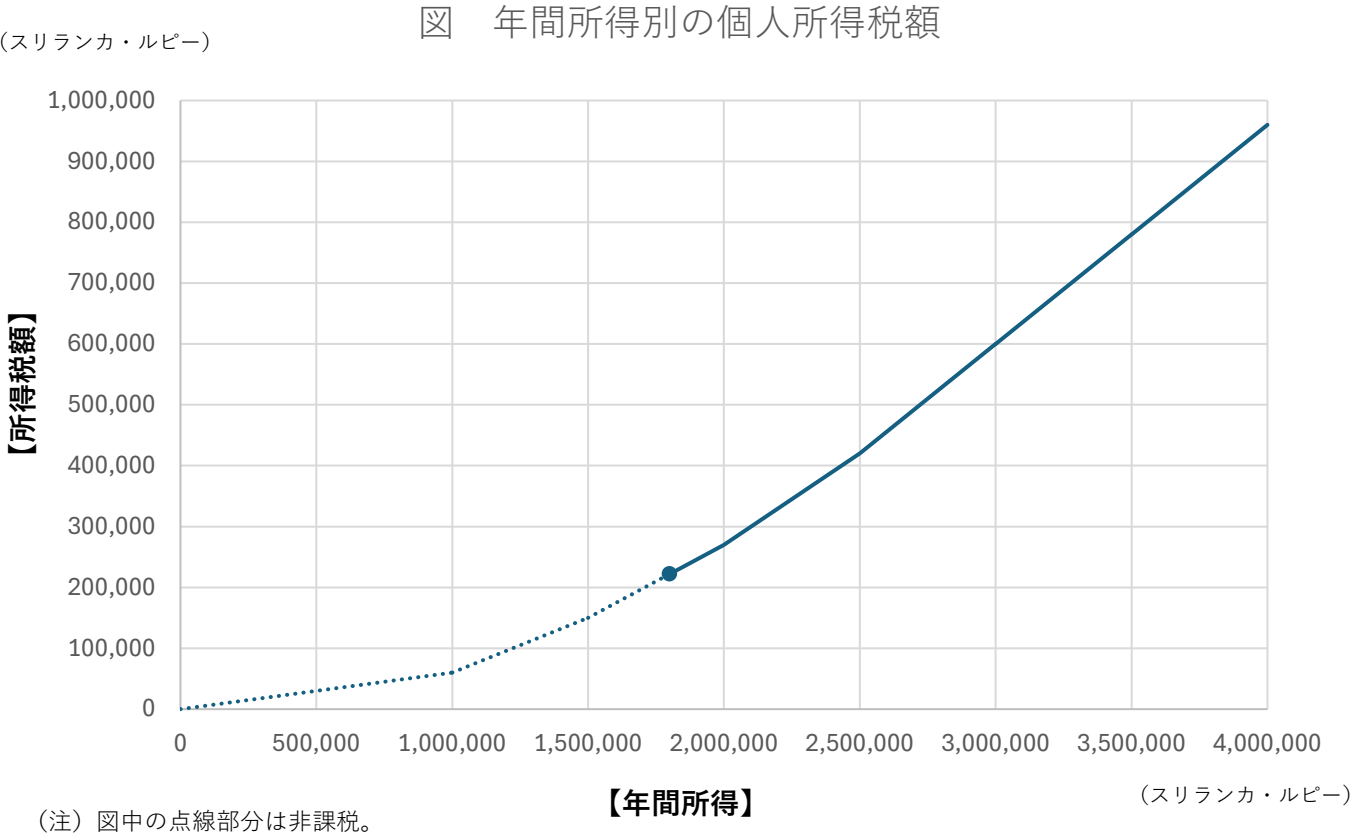


表 個人所得税の改正案内容

課税対象の年間所得	税率
100万ルピー以下	6%
100万ルピーより多く、150万ルピー以下	6万ルピー + 100万ルピーを超える所得分の18%
150万ルピーより多く、200万ルピー以下	15万ルピー + 150万ルピーを超える所得分の24%
200万ルピーより多く、250万ルピー以下	27万ルピー + 200万ルピーを超える所得分の30%
250万ルピーより多い	42万ルピー + 250万ルピーを超える所得分の36%

(出所) スリランカ政府公報からジェトロ作成



(注) 図中の点線部分は非課税。
(出所) スリランカ政府公報からジェトロ作成